

ものである場合にあっては二千元を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあっては別表第一の一一の項イに掲げる額を、当該申立てが第二号の申立てに係るものである場合にあっては同表の二八の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五條第二項又は第三百九十五條若しくは第三百九十八條第一項の規定により和解又は支払督促の申立てのときに訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二條第一項（同法第二十三條第二項及び第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六條第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

3 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

4 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八條第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。

（訴訟の目的の価額等）
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八條第一項及び第九條の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九條第一項の規定は、別表第一の三八の項イ、三九の項及び四〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の二八の項イ及び二九の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

（手数料を納めたものとみなす場合）

第五条 民事訴訟法第三百五十五條第二項（同法第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九條（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第八條第二項（同法第十九條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二條第三項（同法第二百七十七條第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十條第五項若しくは第二百八十六條第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額（民事調停法による調停の申立ての場合にあっては別表第一の二八の項イに掲げる額を、家事事件手続法第二百四十四條に規定する事件についての調停の申立ての場合にあっては千二百円を、それぞれ超えない部分に限る。）に相当する額は、納めたものとみなす。

2 民事調停法第十四條（同法第十五條において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八條第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失った場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七條第一項、第二項若しくは第五項（同法第十八條第三項において準用する場合を含む。）、

第十八條第一項、第十九條第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料については、前の調停の申立てについて納めた手数料の額（別表第一の二八の項イに掲げる額を超えない部分に限る。）に相当する額は、納めたものとみなす。

（手数料未納の申立て）

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

（裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料）

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

（納付の方法）

第八条 手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができるときは、申立てを、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

（過納手数料の還付等）

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九條第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあっては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千元に満たないときは、四千元）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七條第一項若しくは第五十二條第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の

申出 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ

二 民事調停法による調停の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ

三 労働審判法による労働審判手続の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

四 借地借家法第四十一條（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の事件の申立て、借地借家法第四十一條の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起 却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四條第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五條第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て 原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て 却下の処分確定又は電子支払督促の送達前における取下げ 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

4 第一項及び第二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができ。

- 5 第一項及び第二項の申立ては、その申立てをすることができず事由が生じた日から五年以内になければならない。
- 6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。
- 7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。（再使用証明）
- 第十条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができ旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。
- 2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。
- 3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。
- 第二節 手数料以外の費用
- （納付義務）
- 第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。
- 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付（郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二十条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供とする同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるものを除く。）に相当する金額

- 二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要と裁判所書記官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額
- 2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。
- （予納義務）
- 第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等とその費用の概算額を予納させなければならない。
- 2 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。
- （裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）
- 第十三条 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項並びに前条第一項及び第三項の規定の適用については、第十一条第二項及び前条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。
- 一 担保権利者に対する権利行使の催告
- 二 口頭弁論に係る調査又は電子調査の更正
- 三 督促手続
- 四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に關する事件の手続の費用の負担の額を定める手続
- 五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続
- 六 少額訴訟債権執行（民事執行法第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。）の手続

- 第三節 費用の取立て
- （裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等）
- 第十四条 第十一条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。
- （予納がない場合の費用の取立て）
- 第十五条 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあっては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあっては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に關する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
- 2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。
- （訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）
- 第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
- 2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。
- （準用）
- 第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。
- 第三章 証人等に対する給付
- （証人の旅費の請求等）
- 第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。
- 2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。
- 3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

- （説明者の旅費の請求等）
- 第十九条 民事訴訟法第二百八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。
- （調査の囑託をした場合の報酬の支給等）
- 第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を囑託し、報告を求め、又は鑑定若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。
- 2 民事訴訟法第三百三十二条の四第一項第一号の規定により文書（同法第二百三十一条に規定する物件を含む。）又は電磁的記録の送付を囑託したときは、請求により、当該文書の写し又は電磁的記録の作成に必要な費用を支給する。
- 3 第十八条第三項の規定は、前二項の費用について準用する。
- （旅費の種類及び額）
- 第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道便のない区間の陸路旅行又は船舶便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用しない区間の水路旅行に、航空賃における航空旅行について支給する。
- 2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃（はしり賃及びきん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通

急行料金又は準急行料金）並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

（日当の支給基準及び額）

第二十二條 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じ支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

（宿泊料の支給基準及び額）

第二十三條 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四條 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三條に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

（旅費等の計算）

第二十五條 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（鑑定料の額等）

第二十六條 第十八條第二項又は第二十條第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（請求の期限）

第二十七條 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてははその完結の日から二月を経過した日まで

に請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

（裁判官の権限）

第二十八條 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないとき、この限りでない。

（第三債務者の供託の費用の請求等）

第二十八條之二 民事執行法第五十六條第二項若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十三年法律第九十四号）第三十六條の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料 第二條第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出現しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用 提出又は交付一回につき第三條第二十八號の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用 供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第二條第十八號の例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものの交付を受けるために要する費用 交付一回につき第二條第七號の例により算定した額

2 前項の費用は、第二十七條の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

3 第一項の費用は、供託金から支給する。（債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等）

第二十八條之三 民事執行法第二百七條第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜら

れた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

第四章 雑則

（最高裁判所規則）

第二十九條 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

（特例手数料還付事件に適用する規定）

第二條 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日の前日までの間に開始された特定申立てに係る事件及び特例執行文付与申立事件（民事執行法附則第五條に規定する特例執行文付与申立事件をいう。以下同じ。）における第九條第一項及び第二項の申立て、第十條第二項の申立て並びに第九條第六項（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てに係る事件（以下「特例手数料還付事件」という。）については、第九條第七項（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次条から附則第十條までに定めるところによる。

第三條 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならぬ。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（附則第六條第二項及び第三項並びに第七條第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録することをもつて、これに代えることができる。

2 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

（特例手数料還付事件に関する電子調書の更正）
第四條 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録しなければならない。

3 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

（特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等）

第五條 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分を含む。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5 当事者は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等

（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。

6 特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧 謄写及び複製の請求は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

8 前項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手續を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

9 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等）

第六条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手續の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を使用し、その者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録された事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的事件記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的事件記録の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写及び前項の規定による書面の交付又は電磁的事件記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。

一 電子裁判書（附則第九条第一項に規定する電子裁判書であつて、ファイルに記録されたものをいう。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を裁判所書記官が附則第八条第一項において読み替へて準用する民事訴訟法第三百三十二条の十二第一項の規定又は附則第八条第二項において準用する同法第三百三十二条の十三の規定によりファイルに記録した場合における当該事項

前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第六項の規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

（特例手数料還付事件に関する事項の証明）

第七條 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的事件記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3 附則第五条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。

（特例手数料還付事件に関する電子情報処理組織による申立て等）

第八條 特例手数料還付事件の手續における申立てその他の申述（次項において「特例手数料還付事件に関する申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二（第一項各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において準用する非訟事件手續法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二條第一項ただし書」と、同項第二号中「第二十二條」とあるのは「第九條において準用する同法第二十二條」と読み替へるものとする。

2 特例手数料還付事件の手續においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（特例手数料還付事件に関する申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的事件記録に記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三（各号を除く。）の規定を準用する。

（特例手数料還付事件に関する終局決定の方式及び電子裁判書）

第九條 特例手数料還付事件に関する終局決定は、電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところ

により、特例手数料還付事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的事件記録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的事件記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的事件記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。

2 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由の要旨
- 三 当事者及び法定代理人
- 四 裁判所

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的事件記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。（特例手数料還付事件に関する非訟事件手續法の準用）

第十條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、特例手数料還付事件の手續に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手續法第二編の規定（同法第二十七條、第四十條及び第五十三條第一項後段の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十九條第四項第三項及び第四十條から第四十五條から第九十七條第九十七條までの規定は、非訟事件の規定は、特例手續の期日及び期間に手数料還付事件について準用する。この場合（民事訴訟費用等合において、同項中「第一」に関する法律附一項各号に規定する方法）則第二條に規定とあるのは、「呼出状の送する特例手数料達及び当該事件について還付事件をいう出頭した者に対する期日」の手續の期日の告知」と読み替へるも及び期間について準用する	第三十九條第四項第三項及び第四十條から第四十五條から第九十七條第九十七條までの規定は、非訟事件の規定は、特例手續の期日及び期間に手数料還付事件について準用する。この場合（民事訴訟費用等合において、同項中「第一」に関する法律附一項各号に規定する方法）則第二條に規定とあるのは、「呼出状の送する特例手数料達及び当該事件について還付事件をいう出頭した者に対する期日」の手續の期日の告知」と読み替へるも及び期間について準用する
---	---

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三年一〇月四日法律第九〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年六月五日法律第七二号）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月二日法律第九五号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇八号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇号）抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一二八号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則（平成一一年二月一七日法律第一五八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則（平成一一年二月二日法律第二二五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から十二まで 略
十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項二

附則（平成一二年一月二九日法律第一二九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一三年四月一三日法律第三一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年二月一三日法律第一五五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年七月二六日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年七月二五日法律第一二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四

条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日
（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「新費用法」という。）

第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の關係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）又はその代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行った旅行については、なお従前の例による。

（過納手数料の還付に関する経過措置）

第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

（第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置）

第五条 新費用法第二十八條の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八條の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

附則（平成一五年八月一日法律第一三四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年八月一日法律第一三八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行の日が司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百八号）第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四條第二項及び第七項の改正規定を除く。）の規定の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律別表第一の八の二の項の規定の適用については、同項中「四千元」とあるのは、「三千元」とする。

附則（平成一六年四月二一日法律第三七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年五月二二日法律第四五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置）

第五条 新費用法第二十八條の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八條の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

附則（平成一五年八月一日法律第一三四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二〇号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年十一月一七日法律第一四〇号）抄

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一六年十二月三日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八條の規定中民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三條第二項第一号の改正規定（労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日（民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置））

第二十九條 この法律の施行の日が労働審判法の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における民事訴訟費用等に関する法律第三條第二項の規定の適用については、同項中「第三百九十七條第三項」とあるのは、「第三百九十八條第一項（同法第四百二條第二項において準用する場合を含む。）」とする。

第四十條 附則第三条から第十條まで、第二十九條及び前二條に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年六月二九日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年七月二一日法律第一一三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二五年六月一九日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二五年六月二六日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二五年二月二一日法律第九六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和元年五月一七日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十條の規定（公布の日（政令への委任））

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年五月三一日法律第一八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二條第二項の改正規定及び附則第百二十五條の規定（公布の日）

二 第一条の規定、第四條中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定

及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることが出来る者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等を行うことの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五條中人事訴訟法第三十五條の改正規定、第六條の規定並びに第九條中民事執行法第百五十六條の改正規定、同法第百五十七條第四項の改正規定、同法第百六十一條第一項の改正規定、同法第百六十一條の次に一條を加える改正規定、同法第百六十五條第一号の改正規定、同法第百六十七條の十第一項の改正規定及び同法第百六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十八條の規定、附則第七十一條中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十條第五項の改正規定、附則第七十三條の規定、附則第八十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三十條第四項の改正規定及び同法第三十六條第五項の改正規定並びに附則第八十六條、第九十一條、第九十八條、第百十二條、第百十五條及び第百十七條の規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

（申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用に関する経過措置）

第二十五條 第四條の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「第四條改正後費用法」という。）第三條第二項及び第十一條第一項ただし書並びに別表第二の一の項から四の項まで、八の項、九の項及び一四の項から一六の項までの規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同條第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用（以下この条において「郵便物の料金等」に充てるための費用」という。）について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものに

おける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお従前の例による。

（手数料の納付に関する経過措置）

第二十六条 第四条改正後費用法第八条の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日以後の申立事件」と総称する。）における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日前の申立事件」と総称する。）における手数料の納付については、第四条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第八条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。（手数料の還付に関する経過措置）

第二十七条 第四条改正後費用法第九条及び第十条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立事件における手数料の還付に係る事項について適用し、施行日前の申立事件における手数料の還付に係る事項は、なお従前の例による。

（旅費、日当及び宿泊料に関する経過措置）

第二十八条 第四条改正後費用法第二十一条第二項、第二十二項、第二十三条第二項及び第二十四条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立事件における旅費、日当及び宿泊料（本邦と外国との間の旅行に係るものを含む。以下この条において同じ。）の額について適用し、施行日前の申立事件における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二百二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一日法律第五九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費者契約法第十三条第五項の改正規定、同法第十四条第二項第八号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条第四項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十五条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十一条の改正規定、同法第五十二条第一項の改正規定及び同法第五十三条の改正規定並びに第二条の規定並びに次条第五項から第七項まで並びに附則第三条、第四条及び第七条から第九条までの規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年四月二八日法律第一五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定、公布の日

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定、公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八條第二項及び第四百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四百七十四条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第二十八條の次に一条を加える改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三條第一項の改正規定、同法中第八十六條を第八十六條の二とし、第八十五條の次に三条を加える改正規定（同法第八十五條の二及び第八十五條の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定（「第八十五條並びに」を「第八十五條から第八十六條まで及び」に改める部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の

改正規定、同法第六十六條第二項の改正規定（「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第九十九條の次に二條を加える改正規定、同法第二百條第一項の改正規定及び同法附則に六條を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七條中鉄道抵当法第五十九條に二項を加える改正規定、第六十三條中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七條に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七條中企業担保法第十七條第二項の改正規定（「第十八條」の下に「、第七十八條の二」を加える部分に限る。）、及び同法第五十五条の改正規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二條を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九條の次に一條を加える改正規定、第一百十條中民事保全法第四十六條の改正規定（「第十八條」の下に「、第十八條の二」を加える部分に限る。）、第三百三十條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六條の改正規定及び同法第二百三十二條の改正規定、第四百四十五條中民事再生法第五十五条の次に一條を加える改正規定及び同法第五百五十三條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）、第六百六十一條第一項の規定、第二百二條中会社更生法第一百十條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）、及び同法第六十五條の次に一條を加える改正規定、第二百十六條第一項の規定、第二百十九條中人事訴訟法第九條に一項を加える改正規定及び同法第三十三條に二項を加える改正規定、第二百四十九條中破産法第二百一十一條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十二條第二項の改正規定、同法第三百三十六條の次に一條を加える改正規定及び同法第九十一条第三項の改正規定（「第八十五條」の下に「から第八十六條まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五條第一項の規定、第三百四條中非訟事件手続法第三十三條第四項の改正規定、同法第四十三條の改正規定及び同法第四十七條第一項の改正規定、第三百二

別表第一（第三条、第四条関係）		項上欄		項下欄	
十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、）を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一条第五項の改正規定、第三百四十一条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第百三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（、第八十七条の二）を削る部分に限る。）		一 訴え（反訴を除く。）のイ及びロに掲げる額の合算額		イ 訴訟の目的の価額に次いで、次に定めるところにより算出して得た額	
		二 控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）		イ及びロに掲げる額の合算額	
		三 上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）		イ及びロに掲げる額の合算額	
		四 請求について判断をしないイ及びロに掲げる額の提起又は上告の提起若し二の項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額		ロ 二の項ロ又は三の項ロに掲げる額	
		五 請求の変更		変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		六 反訴の提起		一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		七 民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条に係る控訴審又は上告第一項又は民事再生法		一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告第一項又は民事再生法	
		八 簡易裁判所に対する再審の訴えの提起		再審の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		九 簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起		再審の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		一〇 和解の申立て		二の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		一一 支払督促の申立て		二の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		一二 行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止め		二の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	
		一三 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての		二の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額	

二	仲裁法第十四条第二項、二千二百円（電子情	四	四	三	四	五	四
	第十八条第三項、第十九報処理組織を使用す 条第二項から第五項までする方法による申立て 、第二十一条第四項、第をする場合にあつて 二十二条、第二十五条第は、千七百円） 五項又は第三十七条第一 項の規定による申立て、 非訟事件手続法の規定に より裁判を求める申立て 、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に 関する法律（平成十三年 法律第三十一号）第十条 第一項から第四項まで又 は第十条の二の規定によ る申立て、国際的な子の 奪取の民事上の側面に関 する条約の実施に関する 法律第二百二十二条第一 項の規定による申立て、消 費者の財産的被害等の集 団的な回復のための民事 の裁判手続の特例に関す る法律第十三条の申立て その他の裁判所の裁判を 求める申立てで、基本と なる手続が開始されるも の（この表の他の項に掲 げる申立てを除く。） 非訟事件手続法の規定に よる参加（三九の項に掲 げる参加を除く。）の申 出（申立人として参加す る場合に限る。） 消費者の財産的被害等の 集団的な回復のための民 事の裁判手続の特例に関 する法律第三十三条第二 項の債権届出						
五	イ						
	（一）民事訴訟法の規定 による特別代理人の選任 の申立て、弁護士でない 者を訴訟代理人に選任す ることの許可を求める申 立て、忌避の申立て、訴 訟引受けの申立て、秘密						五百円

記載部分の閲覧等の請求
をすることができるときは
当事者に限る決定を求め
る申立て、その決定の取
消しの申立て、秘匿決定
を求める申立て、秘匿事
項記載部分の閲覧等の請
求をすることができるとき
を秘匿決定に係る秘匿対
象者に限る決定を求める
申立て、秘匿決定等の取
消しの申立て、秘匿決定
等により閲覧等が制限さ
れる部分につき閲覧等を
することの許可を求める
申立て、裁判所書記官の
処分に対する異議の申立
て、訴えの提起前におけ
る証拠収集の処分の申立
て、訴えの提起前におけ
る証拠保全の申立て、受
命裁判官若しくは受託裁
判官の裁判に対する異議
の申立て、手形訴訟若し
くは小切手訴訟の終局判
決に対する異議の申立て
、少額訴訟の終局判決に
対する異議の申立て又は
強制執行の停止、開始若
しくは続行を命じ、若し
くは執行処分の取消しを
命ずる裁判を求める申立
て
（ロ）非訟事件手続法又
は国際的な子の奪取の民
事上の側面に関する条約
の実施に関する法律の規
定による忌避の申立て、
特別代理人の選任の申立
て、弁護士でない者を手
続代理人に選任すること
の許可を求める申立て、
裁判所書記官の処分に対
する異議の申立て、強制
執行の停止、開始若しく
は続行を命じ、若しくは
執行処分の取消しを命ず

る裁判を求める申立て又
は受命裁判官若しくは受
託裁判官の裁判に対する
異議の申立て
（ハ）家事事件手続法の
規定による忌避の申立て
、特別代理人の選任の申
立て、弁護士でない者を
手続代理人に選任するこ
との許可を求める申立て
、裁判所書記官の処分に
対する異議の申立て、強
制執行の停止、開始若し
くは続行を命じ、若しく
は執行処分の取消しを命
ずる裁判を求める申立て
、受命裁判官若しくは受
託裁判官の裁判に対する
異議の申立て、財産の管
理に関する処分の取消し
の申立て、不在者の財産
の管理に関する処分の取
消しの申立て、遺産の管
理に関する処分の取消し
の申立て又は義務の履行
を命ずる審判を求める申
立て
ロ 執行裁判所の執行処
分に対する執行異議の申
立て、民事執行法第十三
条第一項の代理人の選任
の許可を求める申立て、
執行文の付与の申立てに
関する処分に対する異議
の申立て、同法第三十六
条第一項若しくは第三項
の規定による強制執行の
停止若しくは続行を命じ
、若しくは執行処分の取
消しを命ずる裁判を求め
る申立て、同法第四十一
条第二項の規定による特
別代理人の選任の申立て
、同法第四十七条第四
項若しくは第四十九条第
五項の規定による裁判所
書記官の処分に対する異議

の申立て、執行裁判所に
対する配当要求、同法第
五十五条第一項の規定に
よる売却のための保全処
分若しくは同条第五項の
規定によるその取消し若
しくは変更の申立て、同
法第五十六条第一項の規
定による地代等の代払の
許可を求める申立て、同
法第六十二条第三項若し
くは第六十四条第六項の
規定による裁判所書記官
の処分に対する異議の申
立て、同法第六十八条の
二第一項の規定による買
受けの申出をした差押債
権者のための保全処分の
申立て、同法第七十七条
第一項の規定による最高
価買受申出人若しくは買
受人のための保全処分の
申立て、同法第七十八
条第七項の規定による裁
判所書記官の処分に対する
異議の申立て、同法第八
十三条第一項の規定によ
る不動産の引渡命令の申
立て、同法第一百五
条第一項の規定による船舶
国籍証書等の引渡命令の
申立て、同法第一百七
条第一項の規定による強
制競売の手続の取消しの申
立て、同法第一百八
条第一項の規定による船舶の航
行の許可を求める申立
て、同法第二百二十七
条第一項の規定による差
押物の引渡命令の申立
て、少額訴訟債権執行
の手続における裁判所
書記官に対する配当要
求、同法第六十七
条の十

五第三項の規定による申立て、同法第七十二条第二項の規定による申立て、同法第七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第八十七條第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に對する執行異議の申立てニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加並びに七の項、三五の項、三七の項口、三九の項及び四三の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権

消滅の許可の申立て、同法第二百四十八條第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止め、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七條の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法第三十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第五條の二の第三項、第五條の四第一項若しくは第五條の五第一項の規定によ

六 四 イ 一、二の項、一五の項五千円（電子情報処理機構等）の項又は一九の項理組組織を使用する方に掲げる申立てについて法による申立てをするの裁判（抗告裁判所の裁る場合にあっては、判を含む。）に對する次三千九百円）に掲げる申立て （イ） 抗告の提起 （ロ） 民事訴訟法第三百三十七條第二項又は非訟事件手続法第七十七條第	る申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四百四條の六第一項若しくは第四百四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一條第一項若しくは第八十二條第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て又は仲裁法第五十一條第七項の規定による申立て ヘ 執行官の執行処分又はその遅怠に對する執行異議の申立て ト 最高裁判所規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
--	---

五 三八の項に掲げる申立て又は三九の項に掲げる申の出についての裁判（不適	九 四 三〇の項から三五の項までに掲げる申立てについて報処理組織を使用するの裁判（抗告裁判所の裁る方法による申立てに對する次を掲げる申立ては、二千五百円）に掲げる申立て ロ 家事事件手続法第九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て	八 四 一六の項、二二の項、二三、二四、二五の項又は四二の項に掲げる申立てについての裁る方法による申立て判（抗告裁判所の裁判をする場合にあつて含む。）に對する次に掲げる申立て イ 抗告の提起 ロ 民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一條第二項の規定による抗告の許可の申立て	七 四 三六の項又は三七の項に掲げる申立てについての報処理組織を使用するの裁判（抗告裁判所の裁る方法による申立てを含む。）に對する次に掲げる申立て イ 抗告の提起 ロ 家事事件手続法第九十七條第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一條第二項の規定による抗告の許可の申立て	二項の規定による抗告の許可の申立て ロ 民事保全法の規定による保全抗告
--	--	---	---	---

